

[平成15年 第3回定例会]

13番(吉沢章子)

13番(吉沢章子) おはようございます。自民党の吉沢章子でございます。新人でございますので至らぬ点もあるかと思いますが、お手合わせのほどよろしく願いいたします。通告させていただきました3問について、それぞれ一問一答方式にてお答えいただきますよう、お願いいたします。

初めに、向ヶ丘遊園地の跡地利用を含む生田緑地について、環境局長及び市長に伺います。質問の要旨は3点、生田緑地構想策定委員会について、跡地利用の申し入れについて、今後の見通しについて、そして意見などでございます。よろしく願いいたします。

川崎市は、6月定例議会で緑地保全に関する条例を制定し、また、せんだっては屋上緑化や壁面緑化を促進する条例を施行するなど、緑化行政に決意を持って臨んでいます。市長は、平成15年度施政方針において、「市民の方々とのパートナーシップにより、「生田緑地内ばら苑」の維持管理を行うとともに、向ヶ丘遊園跡地利用を含めた生田緑地全体の整備構想の策定に取り組んでまいります」と明言し、この7月16日には、公募により構想策定の市民委員となられた方々に、市長みずから委嘱状を渡されると聞いております。今後、1年を目途に構想を練るとのことです。私もぜひディスカッションに参加させていただきたいと思っております。さて、でき上がった策定案はどのように行政に反映されるのでしょうか。法的な整備や予算どりなど、策定案を具体的に実現するための用意があるのか、環境局長に伺います。

副議長(佐藤忠) 環境局長。

環境局長(川副有康) 生田緑地整備構想についての御質問でございますが、今回策定を予定しております生田緑地整備構想につきましては、生田緑地の全域にわたり、その将来像を見据えた基本構想を策定するものでございます。この都市計画緑地の基本構想は、市民と行政がともに作り、守り、育てるという視点での新たな試みでございます。行政はもとより、専門的な視点、知見を有する委員とともに、多くの市民の方々に御参加をいただきながら、その責任を共有した中で、さまざまな御意見、御提案などをもとに策定するものでございます。

次に、策定されました整備構想の実現化についてでございますが、この整備構想は、ただいま申し上げましたとおり、市民と行政が一体となって作り、守り、育てるという視点を踏まえながら策定するものでございますことから、市民の皆様とともに、その実現に向けて努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

副議長(佐藤忠) 吉沢議員。

13番(吉沢章子) 市民と行政が一体となって、実現に向けて努力するとの局長の御答弁でございますが、先ほど申し上げましたとおり、実現するための土壌が整わなければ、せっかく市民の皆さんで検討していただいても、市長の言葉である市民の皆さんとのパー

トナーシップは、しょせん机上の空論ということになります。市長みずから委嘱状をお渡しすることも、パートナーシップをアピールするにすぎないのではないかと、この市民の声も多く聞かれますが、市長の見解を伺います。

副議長（佐藤忠） 市長。

市長（阿部孝夫） 先ほど環境局長が答弁申し上げましたけれども、整備構想につきましては、市民の皆様とともに作り、守り、育てるという視点に立ちまして、多くの市民の方々の御参加をいただきながら、生田緑地についての御意見、御提案をもとに策定するものでございまして、今後の生田緑地整備の指針とさせていただきたいと考えております。

副議長（佐藤忠） 吉沢議員。

13番（吉沢章子） 市長の御答弁に、整備構想は指針であるとのことでした。今後、市民の皆さんの夢が網羅されるであろう整備構想の実現に向け、その土壌づくりをしっかりとしていただきますよう強く要望いたしますと同時に、市民の目に見える形で具現化しなければ、市長を初め行政への信頼は薄れ、せつかくの市民と行政が一体となって作り、守り、育てるという新たな画期的な試みが、意味をなさなくなってしまうと指摘させていただきます。

また、そのためにも避けて通れないのが、次に伺う向ヶ丘遊園地跡地問題についてでございます。続けて市長に伺います。この構想計画は、向ヶ丘遊園地の跡地をも含むものであります。遊園地跡地の面積の大半を占める地権者は小田急グループであり、川崎市も昨年9回、ことし4回と、担当者レベルで話し合いをしていると聞いておりますが、財政に余裕のない昨今、売ってくださいとは言えないのが実情だということは理解できますが、緑地は、特に都市部の緑地は貴重な財産であることは明白で、緑が減少することによって起こるヒートアイランド現象などの異常気象や、人間を含めた生態系への影響ははかり知れません。都市部の緑地を保全するのは無論のこと、ふやしていかなければならないのが現在課せられた大命題であります。また、遊園地跡地への市民の思いは本当に強く、その熱い思いをしっかりと行政は受けとめなければなりません。さらに、隣接する東高根森林公園の森と、生田緑地の森は、対比としてほかに類を見ない、生きた博物館としての学術的な価値は非常に高いそうです。県の天然記念物、シラカシ林は広葉樹林の極相林であり、一方、生田緑地は里山として人がかかわることにより生きていく広葉樹林として、整備すれば川崎市の誇る緑の博物館ともなり得るわけです。そして、その中間に位置するのが向ヶ丘遊園地の跡地でございます。

地権者の方々も、平成17年末で小田急グループとの契約が切れ、その後の見通しも立たないまま不安な日々を送っていらっしゃいます。これらのことを勘案し、その重要性、公共性を考えるとき、人の土地には口を出せないとは、もはや言っていないのではないのでしょうか。市長みずから市民の熱い思いを先方に伝え、1年後を待つのではなく、今できる最大限のことをすべきであると考えます。先方が何をつくるか決めてしまってから申し入れても何にもならないわけで、川崎市の緑地行政にける情熱と決意を、市民の代表

として市長が誠意を持って伝えていくべきと考えますが、決意を伺います。

副議長（佐藤忠） 市長。

市長（阿部孝夫） 向ヶ丘遊園跡地についてのお尋ねでございますけれども、生田緑地を含む向ヶ丘遊園跡地につきましては、多摩丘陵の緑の根幹をなす重要な地域でございます。このことは、これまで緑の重要性につきまして、議会はもとより、さまざまな機会を通してお話をしてきたところでございます。こうした考え方に基つきまして、小田急電鉄株式会社等と協議を進めているところでございますが、小田急電鉄株式会社といたしましては、遊園廃止に伴う社会的影響、社内的諸課題の整理、それから8名から成る地権者との調整など、より慎重な対応を余儀なくされている状況であるとのことでございました。したがって、今回の代表質問でも御答弁申し上げましたとおり、一方的に本市だけの方針をお示しすることはいかなるものかと考えておりますので、今後も粘り強く協議を進めるよう、職員には指示をしているところでございます。以上でございます。

副議長（佐藤忠） 吉沢議員。

13番（吉沢章子） 市長は、先方の事情を勘案し、今は見守りたいとのことであります。諸事情あり、市長みずから訴えることがこの折衝にとってプラスとならないならば、すべきでないことは理解いたしました。一方、小田急電鉄株式会社は、廃止に伴う社会的な影響など、より慎重な対応を余儀なくされている状況にあるとの御見解も示されましたので、ここが折衝の正念場であることも推察されます。局長以下、担当の方々は、水面下でのぎりぎりの御苦労があることと存じますが、市民の代表として、今後もさらに一層の御努力をいただき、その成果の御報告をそう遠くない未来にしていただけるものと、市民の皆さんと御一緒に期待を大きくして待っておりますので、よろしく願いいたします。

また、資料によりますと、川崎市市民1人当たりが持つ公園の面積は3.6平方メートルと、政令指定都市の中では現在最低レベルでございます。ちなみにニューヨークは30平方メートルだそうです。都市の質をはかるバロメーターの一つは、人々の憩いの場である質の高い公園が、どれだけ身近に整備されているかにあると思います。まちの豊かさとは、本来そういうものではないでしょうか。

また、昨年私ども自民党の青年局が行ったアンケートによりますと、川崎のイメージカラーはとの問いに、一番多かった答えはグレーでした。今、まさにグレーからグリーンへ、川崎のイメージをシフトする、そして成熟した都市に変貌するチャンスが到来しているのではないのでしょうか。全市的な緑化に今後もしっかり取り組んでいただきますよう要望いたします。費用がないなら、全国初、自治体主体のトラスト運動を市民の皆さんの御協力を得ながら繰り広げてみてもよろしいのではないのでしょうか。私は、向ヶ丘遊園跡地を含む生田緑地について北部総合公園と位置づけ、公約として、ライフワークとしてかかわりたいと訴えてまいりました。今後も市民の皆さんと御一緒に考え、実現に向けた方策を練ってまいりたいと思います。市長、関係局とも緑化行政にかける情熱と誠意、そして責任を持って、広域的な生田緑地の整備と向ヶ丘遊園跡地問題の解決に不退転の決意で取り組んで

いただきますよう、指摘をさせていただきます。

次に、東生田小学校の建てかえについて、教育長に伺います。質問の要旨は2点でございます。今後の取り組みと認識、完成年度、そして意見、要望などがございます。

現在、老朽化により建てかえるべき学校7校のうち、3校は設計段階もしくは工事着手しており、そのうち川中島中学校は、複合施設として保育園との合築で設計中とのことですが、東生田小を含む4校は、いまだ手つかずの状態です。さて、複合施設としての学校のあり方を議会においてお示しさせていただいたのは5年前、東生田小学校の建てかえについてでありました。その後、関係局各位が、特別養護老人ホームとの合築ですばらしい相乗効果を生んでいる品川区立戸越台中学校に見学に行かれ、川崎市のモデル校として、東生田小学校の建てかえをすると伺っておりましたが、いまだに実現いたしません。

地域に必要な防災施設、コミュニティー施設、そして何と合築するかなど調査をし、周辺地域の皆さんと話し合うということですが、学校にも地域にも一向に音さたがないのが現状です。私は、東生田小学校の出身であり、子どもも現在通っております。入学当時、いつ建てかえるのと尋ねてくださったお母様方も、卒業年度を迎えた今は、あきらめ顔でだれも話題にしないありさまです。学校に行きますと、教室の備品のテレビケースでさえ、30年前の私のころと同じです。壁のクラック、天井の破損、床のそり、かしいだプールに真水のシャワー 子どもたちは地獄のシャワーと呼んでおりますけれども……。また、せんだってやっと補修していただいた雨漏りする体育館など、老朽化を数え上げれば切りがありません。そして、何より恐ろしいのは、阪神大震災級の地震が来れば崩壊してしまう可能性があるという事実です。一体いつ、どのような形で建てかえるのか、子どもたちの命を守る根本的な施策であります。何をおいても早急にすべきであります。完成の目途を含めた今後のスケジュールと取り組み方を具体的にお示しください。

副議長（佐藤忠） 教育長。

教育長（河野和子） 東生田小学校の改築についての御質問でございますが、初めに、東生田小学校改築の際の複合化でございますが、平成14年度から学校施設検討委員会に、東生田小学校改築の複合化検討部会を設置いたしまして、関係局から意見聴取を行い、複合化の可能性について検討を行っているところでございます。

次に、今後の改築スケジュールと取り組みでございますが、東生田小学校は、国庫支出金の導入に必要な耐力度調査を終えた当面の改築予定校4校に位置づけられておまして、平成17年度を目途に整備方針を決定することとなっておりますので、複合化の取り組みを含めまして、引き続き関係局と協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

副議長（佐藤忠） 吉沢議員。

13番（吉沢章子） 平成17年を目途に整備方針を決定するとのことですが、完成の目途はもちろん、どの学校から手をつけるかもまだ決定できない状態にあるとのことですので、これ以上お聞きいたしません。申し上げましたとおり、学校の建てかえは急務であります。傾いたプールで泳ぎ、地獄のシャワーを浴びた後、飼っていたハムスターでさえ暑さ

で死んでしまう暑い暑い教室で、あせもだらけになりながら授業を受けている川崎市の児童が大勢いるということは、しっかりと御認識をしていただきたいと思います。教えてくださる先生方も大変です。こんな環境の中で学力を向上しろという方が無理だと思いに
なりませんか。

先日の猪股議員の質問に対して、市長の御答弁の中に、いろいろな環境の中でたくましく育ってほしいと思う、との御発言がありましたが、子どもたち、かなり過酷な環境の中で十分たくましく育っているのではないかと思います。これは、何も東生田小学校に限ったことではありません。複合化という児童の情操教育にとっても画期的な試みは、縦割り行政の枠を超えているもので、それだけで時間がかかるのであろうと推測はできますが、縦割りの弊害を払拭していただくような、迅速な対応をすべきであると指摘をさせていただきます。

また、建てかえが4年、5年先ならば、それまでの応急処置も同時に考えるべきであります。一例として、暑さ対策、環境対策としても有効なおもしろい試みがありますので、御紹介いたします。これは、緑のカーテンをつくるというような取り組みなんですけれども、建築でいうとダブルスキンといいまして、表皮の上に表皮をつくるというようなものですが、そういう建物の周りに緑のカーテンをつくりまして、暑さはもちろん、風の調整ですとか、空気質の調整ですとか、騒音の調整にも役立っている。大変安価なものでございますツル類のヘチマや、ヒョウタンとかメロンとかキュウリとかそういうもの、アサガオとかというのを絡ませるネットと土と、あと水やりさえやればできるというようなことでございますので、こんなこともあるという御紹介でございます。これは一例でございますけれども、調べればまだまだできる工夫はたくさんあると思います。子どもたちは毎日育っています。できることは今すべきであります。調査の上、各校への指導を早急にしていただくことを要望いたします。

近年、学校建築はさまざまな手法が取り入れられ、子どもたちが毎日行きたくなくなるようなすてきな学校も数多く見られます。学校は、何よりも子どもたちが生き生きと楽しく学びながら、脳と心と体の成長を高めていく場であると思います。ソフト面の改革はもちろんのこと、そのソフトの理念を形にするハード面の器としての設計の工夫も重要であると考えます。屋上緑化、校庭緑化はもちろんのこと、雨水利用、ソーラーパワーの利用、さらにはシックスクールなどを防ぐ建築材料の工夫など、学校の建てかえに当たり、市は公の責任をしっかりと示し、学校に行かなければ損だと子どもたちが思えるような公立の学校をつくっていただきたいと思います、多くの保護者の代表として切実に御要望申し上げます。

次に、北部医療施設について、健康福祉局長に伺います。要旨は2点でございます。土壌汚染について、医療事故などの管理体制について、意見などがございます。

長年の市民の願望であった北部医療施設が、平成17年10月竣工、平成18年春オープンに向けて現在順調に工事が進んでいるということは非常に喜ばしいことで、完成が待たれるわけですが、まず、この工事に当たり、建設用地内に土壌汚染があったことについて伺います。

資料によりますと、土壌検査の結果、水銀及びその化合物が検出され、平成14年2月26日付で環境局公害部水質課に報告した。汚染土壌を掘削し、恒久処理対策をした。水銀含有量は、1キログラム当たり3ミリグラムから83.7ミリグラム検出された。汚染面積212.7

平方メートル、掘削量631.57トンということですが、かなりの基準値を超えた水銀などの汚染物質が、かなりの量の土砂として掘削されたわけですが、これらの事実は、周辺住民はもとより周知すべき問題であると考えますが、公表したのでしょうか、伺います。また、今後同様の事態が起こったときはどうするのでしょうか、あわせて伺います。

副議長（佐藤忠） 健康福祉局長。

健康福祉局長（石野厚） 北部医療施設建設用地内の土壤汚染についての御質問でございますが、建設用地が化学工場跡地のため、平成11年2月から平成13年10月にかけて、川崎市土壤汚染対策指導要綱に基づき表土調査、土壤ガス調査等を行いました。その結果、土壤中の揮発性有機化合物、地下水中の揮発性有機化合物及びダイオキシン類については、いずれも基準値未満でございましたが、一部から含有量基準値を上回る水銀が検出されました。これらにつきまして議会に報告するとともに、北部医療施設着工にあわせ、汚染土壤を建設用地から掘削、除去し、恒久処理対策を実施いたしました。また、周辺住民の方々を対象とした北部医療施設整備事業の説明会でも同様に、調査結果の説明をしております。北部医療施設建設用地では、今後土壤汚染の問題は発生しないものと考えておりますが、そのほか近隣に周知すべき事例が発生した場合には、速やかな対応に努めてまいります。以上でございます。

副議長（佐藤忠） 吉沢議員。

13番（吉沢章子） 病院の用地は、御指摘にもありましたとおり化学工場昭和エーテルの跡地であります。今回、水溶性の水銀は検出されなかったとのこと、地下水に関しては事なきを得たわけでございますが、今後、土壤汚染のみならず、環境、人体に影響のある汚染などが発見された場合、局長の御答弁のとおり対処、報告、さらには情報の公開を速やかに行っていただきますよう要望いたします。

さらに、土壤汚染を含む公害などの情報の公開について、現在は各局対応であり、市全体として統一されていないようですが、プライバシー云々というよりも、人体への影響、環境被害と生命にかかわる問題ですので、川崎市としての決まりづくりを、早急に行うべきであると指摘させていただきます。

次に、医療事故などの管理体制について伺います。昨今、医療事故が後を絶たず、被害者のいわゆる泣き寝入りも相当数存在すると言われており、医療機関の管理体制強化、チェック機関の充実が叫ばれております。北部医療施設においても、川崎市は公設の責任を持って、駆け込み寺としての医療現場のチェック機関をつくるべきであります。それは、すなわち市民の安全、安心を形づくることであり、健全な医療現場を維持していく上で急務の重要課題と考えますが、お答え願います。

副議長（佐藤忠） 健康福祉局長。

健康福祉局長（石野厚） 医療事故等の管理体制についての御質問でございますが、提

供された医療について苦情等がある場合には、一義的には北部医療施設内で対応することとなります。このため、管理運営委託先となる聖マリアンナ医科大学に対しましては、医療の安全確保に万全を期するとともに、開かれた病院として、適切な情報の提供について十分配慮するよう求めることとしております。

また、開設者である川崎市に対する要望や、病院の現場では対応できない、あるいは対応が十分ではないといった事例につきましては、本部組織である市病院事業課で苦情、相談、要望等をお受けし、必要な場合には、病院開設後設置を予定している、病院運営協議会の御意見をいただきながら対応してまいりたいと考えております。また、適切な医療提供がなされない場合には、市が委託先に対し持っている調査権に基づき改善を求めるなどしてまいりたいと存じます。なお、本市ではこの7月1日から、市内の医療機関に対する苦情及び相談等をお受けするため、いわば駆け込み寺的な機関として、川崎市医療安全相談センターを開設したところでございます。以上でございます。

副議長（佐藤忠） 吉沢議員。

13番（吉沢章子） ただいまの局長の御答弁の中で、病院運営協議会という機関があるとのことですが、この運営協議会の趣旨とメンバー構成について伺います。

副議長（佐藤忠） 健康福祉局長。

健康福祉局長（石野厚） 病院運営協議会の設置趣旨とメンバー構成についてでございますが、この病院運営協議会は、病院の円滑な運営がされるよう、管理運営全般にわたり外部の方の広範な御意見をいただくため、設置するものでございます。したがって、個々の医療事故等について相談を受けるといった機関ではございませんが、これを契機とした北部医療施設の医療事故防止対策等について、御協議をいただくことも可能であると考えております。そのメンバー構成につきましては、現在設置しております開設準備連絡協議会の構成が、市民代表4名、医療関係者11名、福祉関係者1名、学識経験者2名の計18名となっておりますので、これを参考に今後検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

副議長（佐藤忠） 吉沢議員。

13番（吉沢章子） 運営協議会は、病院の円滑な運営が趣旨ということでございます。運営にかかわる医療関係者が構成メンバーとなれば、当然チェック機関としての役割は担えないわけですが、まずは肝心の医療事故を起こさないための防止策について、ぜひ御協議をしていただきますよう御要望申し上げます。

また、そういったしますと、駆け込み寺は当面、川崎市医療安全相談センターであるということです。市民の安心がふえたということは大変評価できます。しかし、本来チェック機関というものは、利害関係のない全くの第三者が、被害患者やその家族の救済のために機能すべきものであります。昨年4月に国が第三者による医療事故のチェックについて検

討を始めたようですが、残念ながら結論は出ず継続扱いになっているようで、川崎市としても、この国の動向をうかがっているところとのことですが、この件につきましては、お隣のカリスマ知事ではございませんが、国のやることが遅いからこっちが先にやる的な英断をもって、第三者チェック機関づくりをしていただきたいと思います。事故がないにこしたことはございませんが、命に直接かかわることですので、市長以下関係局の御努力を期待いたします。

また、他病院との連携についてでございますが、脳疾患や心臓疾患などに対する高度治療に関しましては、特に以前より指摘のございますとおり最先端レベルの川崎病院、そして井田病院と、密に連携のとれるメンバー構成をしていただきますよう要望いたします。患者さんのために相互に助け合える環境が必要です。川崎市公設のメリットを十分に生かした市民最優先の病院づくりをお願い申し上げます。以上でございます。

また、私は政治とは非常にクリエイティブな仕事であると思っています。市民の皆さんの夢を実現するための創造活動をこの議会を通して、また、あらゆる機会を通じて是々非々で表現してまいりたいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。終わります。